

78	(万延二年正月以降)	1861	本御式 御誦初之控	宇野	—	仮綴	13.5× 20.0	19丁		
79	天保二年卯十月	1831	上巻中好下用 (馬術相伝書)	住谷常之進正因(印)(花押)	関唯吉殿	卷子	18.8× 286.2	—		継目糊 離れ
80	文政十丁亥四月吉日	1827	扱心流初段表目録	入江熊次郎藤原貞勝(印)(花押)	関只吉殿	卷子	18.0× 298.1	—		継目糊 離れ
81	天保二年卯十月	1831	中目録 (大平流馬術相伝書)	住谷常之進正因(印)(花押)	関唯吉殿	卷子	18.7× 292.5	—		継目糊 離れ
82	嘉永元年七月吉日	1848	佐々木流炮術目録	志賀何右衛門親英(印)(花押)	元田繁兵衛殿	卷子	18.5× 195.5	—		継目糊 離れ
83	文化三丙寅年三月吉辰	1806	扱心流初段表目録之巻	江口吉太夫鎮俊(印)(花押)	木下熊門殿	卷子	18.3× 385.2	—		継目糊 離れ
84	文化四年丁卯十月吉日	1807	御当流伝法仕付方目録	安田多峯敬光(印)(花押)	木下熊門殿	卷子	16.7× 268.0	—		継目糊 離れ
85	嘉永三年十一月吉日	1850	佐々木流砲術極意目録	志賀何右衛門親英(印)(花押)	元田繁兵衛殿	卷子	18.8× 280.0	—		継目糊 離れ
86	嘉永二己酉年六月吉日	1849	解龍流用方目録	河本真津兵衛常政(印)(花押)	元田繁兵衛殿	卷子	19.0× 167.5	—		継目糊 離れ
87	嘉永二己酉年六月吉日	1849	解龍流馬方目録	河本真津兵衛常政(印)(花押)	元田繁兵衛殿	卷子	19.0× 223.5	—		継目糊 離れ
88	嘉永二己酉年六月吉日	1849	解龍流馬方目録	河本真津兵衛常政(印)(花押)	元田繁兵衛殿	卷子	18.5× 110.0	—		継目糊 離れ
89	嘉永五壬子八月吉日	1852	十文字鎌目録	門司源兵衛直英(印)(花押)	元田繁兵衛殿	卷子	18.3× 320.3	—		継目糊 離れ
90	嘉永二己酉歳九月吉日	1849	当流居合目録	小堀平右衛門闊有(印)(花押)	元田繁兵衛殿	卷子	18.5× 190.0	—		
91	嘉永四年九月	1851	寺見流兵法之書目録	中島源之丸勝定(花押)	元田繁兵衛殿	卷子	18.3× 316.0	—		継目糊 離れ
92	慶応元乙丑九月吉日	1865	当流居合目録	安田市助源貞方(印)(花押)	関素兵衛殿	卷子	18.7× 126.0	—		継目糊 離れ
93	文政十一年二月吉日	1828	新陰流外物謀略之巻	吉田五郎左衛門近(印)(花押)	関只吉殿	卷子	18.0× 447.5	—		継目糊 離れ
94	天保九年戌三月	1838	上巻中好下用 (馬術相伝書)	住谷常之進正因(印)(花押)	関十九郎殿	卷子	18.2× 182.0	—		
95	嘉永四辛亥年五月吉祥	1851	極秘五之規矩 []	平野清右衛門	元田繁兵衛殿	卷子	19.3× 115.0	—		継目糊 離れ
96	天保九年戌三月	1838	中目録 (大平流馬術相伝書)	住谷常之進正因(印)(花押)	関十九郎殿	卷子	18.1× 179.0	—		継目糊 離れ
97-1	(江戸時代)		藤孝公御短冊	—	—	掛軸装 (本紙35.5× 5.3)	143.5× 24.2	—	97-1~4木箱入り 「幽斎様御短冊」	木箱墨書
97-2	(江戸時代)		極札	—	—	極札	1.3×14.2	—	包紙あり 「細川玄旨法印類 名 極」(包紙上書)	
97-3	(江戸時代)		細川藤孝公御歌 (和歌の写)	—	—	切紙	7.3×39.0	—	包紙あり「細川藤孝公御歌 関氏」(包紙上書)	
97-4	文化元年八月十一日	1804	〔寛〕 (藩主より藤孝公の掛軸拜領)	関素兵衛道廣	—	切紙	15.5×25.6	—		
98-1	(明治時代以降)		〔清浦奎吾書幅〕	(清浦奎吾)	—	掛軸装 (本紙130.7 ×30.4)	212.0× 43.4	—	箱あり「清浦奎吾先生之御 書」	
98-2	大正十二年一月三十日	1923	〔勲七等瑞寶章勲記〕	賞勲局総裁正二位勲一等伯爵正 親町實正(印)	関繁	賞状	45.4×58.6	—		
99	寛文七年八月十五日	1667	〔細川綱利知行宛行状〕	綱利(花押)	関山三郎とのへ	堅紙	42.7×58.0	—	包紙あり 蜀池・合志両郡のうち150石	

70 - 1	文化九年九月十八日	1812	目録	服部武右衛門(印)(花押) 小山門意(印)(花押) 大河原次郎九郎(印)(花押) 宮本傳右衛門(印)(花押) 町孫平太(印)(花押)	関素兵衛殿	続紙	36.0× 155.5	—	知行目録 包紙あり「関素兵衛殿 御奉 行中」(包紙上書)	
70 - 2	文化二年二月朔日	1805	関素兵衛御増加知行所附目録	宮本傳右衛門(印)(花押) 奥田権之丸(印)(花押) 白石清兵衛(印)(花押) 町孫平太(印)(花押) 嶋田嘉津次(印)(花押)	山鹿 河井藤兵衛殿(印) 中村庄右衛門殿(印) 合志 当番 伊藤権七殿(印)	続紙	35.8× 166.7	—	知行目録 包紙あり「関素兵衛殿 御奉 行中」(包紙上書)	
70 - 3	(天明二年カ) 寅八月廿八日	1782	差紙	町孫平太(印)(花押) 巖市太殿(印)(花押) 石寺基助(印)(花押) 吉雄市之丸(印)(花押) 野口又之丸(印)(花押) 元田尉大夫(印)(花押) 金森兵左衛門(印)(花押) 井上新之丸(印)(花押) 佐分利十右衛門(印)(花押)	菊池 柳井瀬太郎殿(印) 合志 水野傳左衛門殿(印)	切継紙	18.4× 105.5	—	包紙あり「御知行引渡差 紙」(包紙上書)	
70 - 4	(享保十一年カ) 午六月四日	1726	差紙	大機次郎兵衛(印)(花押) 真下源太兵衛(印)(花押) 出在二付無判 陣又兵衛 上村理右衛門(印)(花押) 高本敏太郎(印)(花押) 小山門喜(印)(花押) 眞野源之助(印)(花押) 佐田吉左衛門(印)(花押) 渡邊善右衛門(印)(花押) 高本傳右衛門(印)(花押) 奥田権之丸(印)(花押) 白石清兵衛(印)(花押) 町孫平太(印)(花押) 下津久馬(印)(花押)	菊池 金津十次郎殿(印) 合志 曾根安右衛門殿(印)	切継紙	18.5× 101.5	—	包紙あり「関右太郎殿 奉 行所」(包紙上書)	
70 - 5	(明治四年)六月七日	1871	〔達〕 (関洞雪の隠居願と素の家督相続 の許可を達す)	藩 宁	関洞 雪 同素	切継紙	20.7× 61.7	—		
70 - 6	(延享三年カ) 寅正月十六日	1746	差紙	山鹿 横田善左衛門殿(印) 菊池 合志 清池太郎八殿(印)	菊池 井関岡右衛門殿(印) 合志 蟬江長兵衛殿(印)	切継紙	17.9× 91.0	—	包紙あり「関十九郎殿 奉 行所」(包紙上書)	
70 - 7	(嘉永六年カ) 丑八月三日	1853	差紙	山鹿 横田善左衛門殿(印) 菊池 合志 清池太郎八殿(印)	山鹿 河井藤兵衛殿(印) 菊池 吉村嘉善太殿(印) 合志 佐藤勝之助殿(印)	切継紙	17.6× 125.0	—	包紙あり「御知行引渡差 紙」(包紙上書)	
70 - 8	(文化五年カ) 辰十二月五日	1808	差紙	山鹿 河井藤兵衛殿(印) 菊池 吉村嘉善太殿(印) 合志 佐藤勝之助殿(印)	山鹿 河井藤兵衛殿(印) 菊池 吉村嘉善太殿(印) 合志 佐藤勝之助殿(印)	切継紙	18.0× 159.4	—	包紙あり「御知行引渡差 紙」(包紙上書)	
70 - 9	(寛文～延宝期) 巳ノ八月十一日		差紙	鎌田奎之介(花押)(印) 奥村次郎右衛門(花押)(印) 相煩無判 瀬戸五兵衛	菊池 熊谷三郎右衛門殿(花押)(印) 合志 魚住新右衛門殿(花押)(印) 吉村勘左衛門殿(花押)(印) 藤間孫兵衛殿(花押)(印)	切継紙	18.4× 74.7	—	包紙あり「関山三郎殿 勤 方」(包紙上書)	
71	文久元年四月吉日	1861	佐々木流炮術失込巻	志賀何右衛門親英(印)(花押)	関只吉殿	堅紙	29.8× 34.0	—	包紙あり「佐々木流炮術失 込巻」(包紙上書)	
72	弘化二年六月吉日	1845	佐々木流炮術失込巻	志賀何右衛門親英(印)(花押)	元田繁兵衛殿	堅紙	30.7× 44.1	—	包紙あり「佐々木流炮術失 込巻」(包紙上書)	
73	慶応四年辰八月	1868	水学口伝	小堀清左衛門(印)	関素兵衛殿	切紙	15.8× 45.7	—		
74	慶応四戊辰年八月	1868	〔武芸目録〕 (游術相伝書)	小堀清左衛門蘭芳(印)(花押)	関素兵衛殿	切紙	15.8× 45.5	—		
75	嘉永二年酉五月吉祥	1849	楠流兵法切紙之傳	平野清右衛門勝政(印)(花押)	元田繁兵衛殿	切継紙	19.5× 111.5	—		継目糊 離れ
76	文久三年十二月	1863	関素兵衛殿江申達候事 (解龍流馬術の目録進達)	久保又作清則(花押)	関素兵衛	折紙	39.5× 54.0	—		
77	嘉永二己酉年間四月吉日	1849	元田繁兵衛殿～申達事 (解龍流馬術の目録進達)	河本真津兵衛常政(印)(花押)	元田繁兵衛	折紙	35.8× 50.7	—	包紙あり「元田繁兵衛殿～」 (包紙上書)	

55-7-1	(安政五年以降)	1858 以降	〔寛〕 (安政5年正月登城、奉行所・時習館ほか藤崎宮・六所宮への参詣について)	—	—	切継紙	15.2× 11.1	—	端裏書「年頭手扣ニ出入答御国」	
55-7-2	(江戸時代後期)		〔寛〕 (中桂之御間御出座の際、供の面々の通行について)	—	—	切継紙	15.1× 22.0	—	端裏書「御国」	
55-8	(江戸時代後期)		〔寛〕 (正月儀礼についての寛)			切継紙	15.0× 26.0		端裏書「年頭手控ニ出入答御国」	
55-9	(文久元年)	1861	〔寛〕 (御供二番箱に入れる衣服の寛)	—	—	切紙	14.8× 23.0	—	「文久元七月秦勝寺御参拜之節御召別段包」(端裏書)	
56	明治十七年六月廿五日	1884	仮学証 (三等仮試験の合格証)	熊本縣皇典講究分所(印)	関 洞雪	切紙	20.5× 28.7	—		
57	寛永拾五年七月十九日	1638	〔細川忠利知行宛行状〕	忠利(花押)	関三十郎とのへ	豎紙	36.5× 51.2	—	包紙あり 菊池郡赤星村・合志郡久米村・井原村50石	
58	寛永拾五年七月十九日	1638	〔細川忠利知行宛行状〕	忠利(花押)	関右太郎とのへ	豎紙	36.5× 51.2	—	包紙あり 菊池郡赤星村・合志郡久米村・林原村都合150石	
59	寛永拾八年八月朔日	1641	〔細川光貞知行宛行状〕	光貞(花押)	関三四郎とのへ	豎紙	37.2× 51.6	—	包紙あり 菊池郡赤星村・合志郡久米村・井原村50石	
60	寛永拾八年八月朔日	1641	〔細川光貞知行宛行状〕	光貞(花押)	関右太郎とのへ	豎紙	36.0× 50.2	—	包紙あり 「右大坂を改題兵衛ニ披成申候」(包紙貼紙) 菊池郡赤星村・合志郡久米村・林原村都合150石	
61	寛文元年八月五日	1661	〔細川綱利知行宛行状〕	綱利(花押)	関権左衛門とのへ	豎紙	41.7× 57.0	—	包紙あり 菊池・合志両郡のうち50石	
62	享保十九年十一月朔日	1734	〔細川宗孝知行宛行状〕	宗孝(花押)	関九左衛門とのへ	豎紙	43.1× 57.7	—	包紙あり 菊池・合志両郡のうち150石	
63	正徳六年二月十八日	1716	〔細川宣紀知行宛行状〕	宣紀(花押)	関九左衛門とのへ	豎紙	42.7× 57.4	—	包紙あり 菊池・合志両郡のうち150石	
64	寛延元年九月朔日	1748	〔細川重賢知行宛行状〕	重賢(花押)	関十九郎とのへ	豎紙	42.7× 57.5	—	包紙あり 菊池・合志両郡のうち150石	
65	天明六年九月朔日	1786	〔細川治年知行宛行状〕	治年(花押)	関只吉とのへ	豎紙	42.2× 57.5	—	包紙あり 菊池・合志両郡のうち150石	
66	天明八年九月十八日	1788	〔細川斉茲知行宛行状〕	斉茲(花押)	関素兵衛とのへ	豎紙	42.7× 57.5	—	包紙あり 菊池・合志両郡のうち150石	
67	文化九年九月十八日	1812	〔細川斉樹知行宛行状〕	斉樹(花押)	関素兵衛とのへ	豎紙	42.2× 57.2	—	包紙あり 菊池・合志両郡のうち150石に加え、養父素兵衛へ加増した山鹿・合志両郡の100石	
68	文政九年九月十八日	1812	〔細川斉護知行宛行状〕	斉護(花押)	関素兵衛とのへ	豎紙	43.2× 58.1	—	包紙あり 菊池・合志・山鹿郡のうち250石	
69	万延二年三月朔日	1861	〔細川慶順知行宛行状〕	慶順(花押)	関繁兵衛とのへ	豎紙	43.6× 58.0	—	包紙2枚あり 「御書出 関繁兵衛」(包紙上書) 菊池・合志・山鹿郡のうち250石	

41	(文久二年)	1862	三田八幡仮殿之図	関扣	—	—	—	「文久二年正月七日御参拜之節図也」	
42	(江戸時代)		泰勝寺		—	—	—	敷地見取り図か、	
43	(文久二年)	1862	妙解寺奥座敷ニ而召上リ之略図 (文久二年八月十七日参詣時の藩主・給仕配置図)	宇野	—	—	—		
44 - 1	(江戸時代後期)		於鹿之御間玄猪御餅頂戴之図	関扣	—	—	—	包紙「鹿之御間九曜中桂之両御間 玄猪御餅頂戴之図 式枚 関扣」 端裏書「鹿之御間玄猪御餅頂戴之図 関扣」	
44 - 2	(江戸時代後期)		玄猪九曜之御間・中桂之御間御餅頂戴之図	—	—	—	—	端裏書「九曜之御間中桂之御間玄猪御餅頂戴之図」	
45	(江戸時代後期)		年頭板床御間之図	関	—	—	—	端裏書「年頭板床御間之図 関」	
46	(天保十三年以降)	1842以降	御城鐘之段之図	宇野	—	—	—	「根役茂見図を写置 宇野」	
47	(江戸時代後期)		御花畑御門御警固之扣	御奉行中	松村十之進殿	—	—		
48	安政七年仲春	1860	御城御居間之図	宇野	—	—	—	「安政七年仲春茂見控を借受写置也」	
49	安政四年正月	1857	上野本覚院之図	宇野	—	—	—	「安政四年正月安田図ヲ借請写之 宇野」	
50	嘉永四辛亥年正月写之	1851	公義御精進日 (江戸幕府將軍と細川家当主の没年・墓所・法名等を記したもの)	元田永定	—	—	—	末尾に「于時嘉永四辛亥年正月写之 元田永定」とあり	
51	(文久三年二月)	1863	天授庵之図	—	—	—	—	「文久三年二月御参詣之節図也」	
52	(江戸時代後期)		表海御末家様御取遣之図	関	—	—	—		
53	(文久三年)	1863	〔覚〕 (文久3年10月11日の顕光院・風臺院懸の能についての配置図)	—	—	—	—		
54	(江戸時代)		縁日之覚 (江戸城下の縁日の日付の覚)	—	—	—	—		
55-1	(文久二年以降)	1862以降	覚 (各種儀礼の際の熨斗に関する覚書)	—	—	—	—		
55-2	安政三年四月十九日	1856	御馬之取扱之覚	—	—	—	—	付札末尾に「万延元年七月尾藤・堀田記録」とあり	
55-3	(安政五年以降)	1858以降	生馬御召初	—	—	—	—	端裏書「年頭役扣 御国」	
55-4	(文久元年)	1861	〔覚〕 (文久元年7月29日に行われた連性院御法事の経過等の覚書)	—	—	—	—		
55-5	(江戸時代後期)		〔御礼式〕	—	—	—	—	一部固着し展開不可	虫損
55-6-1	(江戸時代後期)		〔覚〕 (儀礼の際の酒肴の数を記したものの)	—	—	—	—		
55-6-2	(江戸時代後期)		宇土様御家督後初而御出	—	—	—	—		

21	万延元年庚申九月写之	1860	御道中御行列立之控	肥後 関	—	横半帳	8.4× 18.5	17丁		
22	明治二年	1869	明治二年巳七月十七日東京御発駕 御休泊御小立附	関	—	仮綴	8.5× 17.5	9丁		
23	(江戸期)		年頭当番心得	—	—	仮綴	8.3× 17.8	8丁		
24	文久二年	1862	文久二年戊十二月廿三日 御休 泊附	関	—	仮綴	8.4× 17.3	15丁		
25	(江戸時代後期)		御小姓役手控	—	—	横半帳	8.7× 18.0	—	虫損のため途中展開不可	虫損
26	(江戸時代後期)		勤方手扣	—	—	横半帳	8.8× 18.2	—	虫損のため途中展開不可	虫損
27	(江戸時代後期)		御国御先番手控	関	—	横半帳	7.8× 17.8	32丁	本丸御殿・天守・奉行所・時 習館・藤崎宮・本妙寺・泰勝 寺・妙解寺等の儀礼における 藩主・給仕者の配置図あり	虫損
28	天保七年	1836	泰勝寺御法事之図式	宇野	—	堅紙	27.0× 39.5	—	「内山図を写置」とあり 端裏書「泰勝寺御法事御詰之 図 宇野扣」	
29	(江戸時代後期)		目録 (宇野家から関家へ渡された絵 図・文書等の目録)	宇野	関様	切継紙	15.0× 91.3	—		
30	(江戸時代後期) 九月廿日		(龍州金毘羅宮へ代参のため来る 二十三日出立のこと奉行所より通 達)	関繁兵衛殿	御供表御用入中	切継紙	15.4× 48.0			継目糊 離れ
31	(江戸時代後期)		(寛) (正月儀礼での花畑屋敷表門の人 員配置を記したもの)	—	—	堅紙	26.5× 39.5	—		
32-1	(慶応二年七月)	1866	(寛) (行列配置を記したもの)	関	—	切継紙	15.3× 98.0	—	包紙あり 「御備立御道押四 堅合横 御近習三極御供立様 之扣 慶応二年寅七月廿三日 記 ■ 関」(包紙上書)	
32-2	(慶応二年七月)	1866	(寛) (行列配置を記したもの)	関	—	切継紙	15.3× 67.0	—		
32-3			(寛) (行列配置を記したもの)	—	—	切継紙	15.4× 57.0	—		
33	(元治元年七月)	1864	御出馬之節御近習向御行列略図	—	—	切継紙	15.0× 80.3	—	端裏書「已前之図ニ而尚扣置 候、此図者当時不用候事」	継目糊 離れ
34	(江戸時代)		御城西ノ丸御先番ニ罷越候節控置 候図	—	—	堅紙	26.5× 39.0	—		
35	(文久元年以降)	1861	小峯山調練御覧之図	宇野	—	堅紙	26.7× 39.0	—		
36	(万延元年)	1860	御城御居間之図	宇野	—	堅紙	27.0× 39.0	—	端裏書「万延元年十一月朔日 御入国後初御登城之節之図」	
37	天保十一年扣候	1840	表海御間若殿様取遣之図	関	—	堅紙	39.5× 26.8	—		
38	(安政三年以降)	1856 以降	清光院之図	宇野	—	堅紙	30.6× 44.2	—	「安田図/借請写 宇野」とあ り	
39	(江戸時代)		天授庵御廟	—	—	切継紙	15.3× 72.0	—		
40	(文久元年)	1861	文久元年八月三日御政事向為御聴 御家老間江被為入候節之図	—	—	堅紙	26.5× 39.5	—		

15 - 2-1	(安政四年以降)	1857以降	山王之図	宇野	—	—	縦紙	27.8×40.0	—	15-2-1～5まで包紙あり「山王井觀理院図式并書付一通」(包紙上書)	
15 - 2-2	(嘉永二年以降)	1849以降	觀理院 (觀理院での座配を記した図)	(安田)	—	—	縦紙	30.6×44.2	—	端裏書「安田同人より貰受宇野」	
15 - 2-3	嘉永元年四月朔日	1857以降	觀理院 (觀理院での給仕に関する覚)	安田	—	—	縦紙	16.3×130.0	—	末尾に「嘉永元年四月朔日認吉田 右借受写置之 安田」とあり	
15 - 2-4	(安政三年以降)	1856以降	[覚] (安政3年正月13日山王参詣につき觀理院へ向かう際の服装等について)	—	—	—	切紙	15.5×11.0	—		
15 - 2-5	(安政四年以降)	1857以降	[覚] (山王社参詣・觀理院での儀礼に関する覚)	—	—	—	切継紙	28.0×31.6	—		虫損
15 - 3	(嘉永五年以降)	1852以降	芝明神社	宇野	—	—	縦紙	30.8×44.0	—	「嘉永五年四月三日御社参之節之図也」「安田ヨリ貰請宇野」とあり	
15 - 4	(弘化五年以降)	1848以降	増上寺御宿坊之図	宇野	—	—	縦紙	27.7×40.2	—	「安田ヨリ貰請 宇野」とあり	
15 - 5	(江戸時代後期)		烏森之図	宇野	—	—	縦紙	27.9×40.3	—		
15 - 6	(江戸時代後期)		白金中庭三社	宇野	—	—	縦紙	27.7×40.0	—		
16 - 1	(江戸時代後期)		妙解院御廟之図 (妙解寺の宣記ほか廟の配置図)	—	—	—	純紙	26.8×53.2	—	包紙あり「江戸御寺御先番切図 関」(包紙上書)	
16 - 2	(安政六年以降)	1859以降	妙解院御年回御詰被為在候節之図	関孚之	—	—	縦紙	27.0×39.0	—	付札あり	
16 - 3	(江戸時代後期)		少林院御廟之図	関扣	—	—	縦紙	27.0×39.5	—	「少林院惣御廟之図」(本紙外題)	
16 - 4	(江戸時代後期)		山王社御参詣之図式	—	—	—	縦紙	27.0×39.5	—		
16 - 5	(江戸時代後期)		少林院之新図	関	—	—	縦紙	26.8×39.5	—		虫損
16 - 6	(江戸時代後期)		松光寺新規建立之図	—	—	—	縦紙	27.0×39.5	—		
16 - 7	(江戸時代後期)		觀理院之図	—	—	—	純紙	26.8×51.5	—		
16 - 8	(江戸時代後期)		神明社新図	関扣	—	—	縦紙	27.0×39.5	—	「芝神明社新図」(本紙外題)	
16 - 9	(江戸時代後期)		妙解院之新図	関	—	—	縦紙	26.9×39.5	—	「妙解院居間書院新造之図」(本紙外題)	
16 - 10	(江戸時代後期)		清光院之図	関	—	—	縦紙	27.0×39.5	—		
17	安政五年午正月	1858	御国年頭手控	宇野	—	—	折本	14.5×164.0	—	巻末に「安政四年十二月根役■山扣を借受写置候者也 宇野」とあり	両面華
18	(元治二年以降)	1865	神護寺ノ図	宇野	—	—	縦紙	30.2×44.0	—	包紙あり「神護寺御参詣之図 壹枚 宇野」(包紙上書)	
19	(江戸時代後期)		御礼式帳 (御礼式 年頭五節句御礼之次第座配相定覚)	—	—	—	仮綴	7.0×18.7	17丁		
20	(元治元年以降)	1864以降	御馬取扱之控	関扣	—	—	仮綴	8.2×19.0	14丁		

関家・宇野家文書目録

凡例

- 番号は購入時に付されていた番号を踏襲し、必要に応じて校番を付した。
 一、年代は原史料の表記に従った。内容から推定したものには（ ）を付した。
 一、史料名は概ね原史料の表記に従った。内容により仮題をつけたものは「 」で示した。内容については（ ）に記載した。
 一、判読できない文字は、文字数が分かるものは■で、文字数が不明な場合は「 」で示した。
 一、そのほか特記すべき内容については備考欄に記載した。

番号	年 代	西暦	史料名(内容)	差出・作成	宛所	体裁	法量 (縦×横)	丁数	備考	状態
1	安政五年二月	1858	御参勤御休泊附 小倉路 中国路 播磨路 美濃路 東海道	関	—	横半帳	7.0× 15.8	21丁		
2	万延元年	1860	諸控 一、岩殿様御目見被為済於表海御 間御面殿様御取遣 一、御隠居御家督下々調	宇野	—	仮綴	27.0× 19.8	9丁	表海御間ほか図入 末尾に 「万延元年斎護君御隠居御家 督被為在候客二而下調有之候 控 宇野」とあり	
3	安政四巳年	1857	御給仕一件之控 正月ヨリ十二月 マテ	宇野 貞次	—	仮綴	13.2× 20.0	65丁	末尾に「此巻冊へ松岡控を借 請写置候者也 安政四巳年 宇野貞次」とあり	
4	(弘化二年以降)	1845 以降	御具足御召初之控	関	—	仮綴	12.5× 17.3	27丁	天保7年の雅之進(慶前)、弘 化2年の訓三郎(慶順)の御具 足召初の控	
5	(弘化四年以降)	1847 以降	手控 御具足御召初御略式之覚 御書出頂戴之扣 御乳繩之節之扣	関	—	仮綴	9.0× 20.0	14丁	花畑屋敷歌仙之御間・鹿之御 間の図あり	
6	万延二年	1861	年頭控 万延二年元日ゝ七日迄	宇野	—	折本	13.5× 222.0	—		継目糊 離れ
7	万延元年九月十一日	1860	初御札之繰合	宇野	—	折本	13.7× 96.0	—		
8	安政四年二月	1857	〔手控〕 (天保五年～六年の江戸勤番日記 の控と安政三年「御任官一件」)	宇野	—	横半帳	7.5× 15.3	28丁	後半は「安政三辰歳十二月御 任官一件之扣」	虫損
9	(安政期以降)		御國江戸年頭手控	関	—	横半帳	7.5× 15.8	29丁	花畑屋敷中桂御間の図あり	虫損
10	子ノ正月		年頭手控 (年頭の料理と給仕者の名前を記 したもの)	関	—	折本	16.3× 90.0	—		虫損
11	(近世)		伊勢路・東海道御休泊御小立帳	関	—	仮綴	8.5× 17.5	11丁		
12	(近世)		〔覚〕 (小倉から隈本までの宿場と距離 を記したもの)	—	—	堅紙	25.0× 37.8	—		
13	(天保～安政期)		手控 (在国1年間の儀礼をまとめたも の)	関	—	仮綴	5.7× 15.5	31丁		
14	慶応四年七月写之	1868	御礼式 (細川家家臣の名前と席次を記し たもの)	関	—	仮綴	8.7× 19.0	22丁		
15-1	(江戸時代後期)		三田八幡之図	宇野	—	堅紙	27.9× 40.0	—	15-1～8まで包紙あり 「○山 王 ○觀理院図并書付一通 ○ 鳥森 ○芝明神 ○三田八幡 ○白金三社 ○増上寺御宿坊 各図或合七通入」(包紙上書)	

一、天保十三年月日御武器為 御覽被為 入候節、御召御継上下尤御熨斗上ケ不申
候、右之節御先番年□

根役茂見図を写置

「御城鐘之段之図」（史料三）は大天守最上階である「鐘之段」（御上段）で行われた儀礼の座配を記したものである。この時の藩主の服装は長袴で、史料中に「ク、リ」とあるのは給仕者が天守に入る際に藩主の袴の裾を括ったもので、最上階の部屋に入る前にこれを解いた。大天守北側の階段を登ってきた藩主は中央十八畳の部屋に入ると、西を向いて着座する。藩主の背後には御居間から給仕が持参した刀敷が敷かれ、刀を置いた。その後、藩主は城代・家老を順に召し出し対面したのち、熨斗鮑を下賜する。この時対面者は脇差を帯びず、部屋の外に置くようになっていた。南西隅には「靈符」が祀られており、年頭儀礼の場合は参拝が行われるため、給仕者が手水を用意した。

このほかにも、年頭や藩主就任時には別日程で本丸御殿において一門衆から町人まで対面（「家中御礼」）も行われ、盃や御肴の下賜が行われた。「御居間」や「鐘之段」での儀礼と比較すると、これらの部屋で行われる対面は城代・家老・御留守居大頭・奉行といった限定された人々で、下賜する品も熨斗鮑と定められており、熊本城内の特定の建物で行われた特別な儀礼といえるだろう。

おわりに

以上、「関家・宇野家文書」について紹介した。このほかに熊本藩の小姓役を勤めた家の文書として、熊本市立図書館が所蔵する「中根家文書」がある。この中にも「御城御居間之図」や「鐘之段之図」が含まれているが^{註6}、「関家・宇野家文書」に収録されているものと内容が酷似し、宇野家・中根家ともに同じ原図を写したものと考えられる。図の描写は「関家・宇野家文書」のものが精緻だが、小姓役の間で情報を共有していた事実がうかがえるものとして興味深い。また、藩主の儀礼に関する史料は永青文庫にも多く残されており、特に十一代藩主細川慶順の藩主

就任時に行われた儀礼に関するものがまとまって残されている（註7）。本稿では史料紹介にとどまったが、今後こうした関連史料の調査を進め、熊本城内で行われた儀礼の具体像から天守や本丸御殿といった城内建物がどのような役割や用途をもったのか明らかにできればと思う。

註

- （1）「先祖附」南東24・17（公益財団法人永青文庫蔵、熊本大学附属図書館寄託）。本稿では熊本県立図書館所蔵複写本を閲覧した。
- （2）「熊本県公文類纂」（熊本県立図書館蔵）
- （3）「先祖附」南東31・17、註1に同じ。宇野丈之助（二〇〇石）、宇野理兵衛（二〇〇石）、宇野一之助（三〇〇石）、宇野雲四郎（二〇〇石）、宇野貞雄（二〇〇石）の5家である。
- （4）西山楨一『熊本藩役職者一覽』熊本藩政史研究会、二〇〇七年
- （5）『特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編 史料・解説』熊本市、二〇一九年所収195・196号文書
- （6）「御城御居間之図・時習館之図・御家老問之図・弓櫛之図・鐘之段之図・水前寺御茶屋之図」中根家文書・893（熊本市立図書館蔵）
- （7）「萬延元年庚申 御入国一卷 永青文庫細川家文書4. 5. 178. 1、萬延元年庚申年 慶順公御家督初而御入国御祝御規式帳 十月 二冊之内」永青文庫細川家文書135（いずれも公益財団法人永青文庫蔵、熊本大学附属図書館寄託）

尤副役御奉行ニハ不被下候間、其前御三方下ケ候事

一、御家老御手熨斗頂戴相濟、南之方御入側列席

一、御刀ハ御床御刀敷之上ニ置之

一、御刀敷ハ鐘之段へ御上リ之節、直ニ持越候事

一、御烟草盆等一切上ケ不申候事

一、御給仕帶劔御手伸送廻リ之事

一、御城代被召出ハ御立着迄ニ而、年頭ハ不被為在候事

但、鐘之段ニ而も本文同様之事

一、天保十三年 月 日御武器被為 御覽被為 入候節、御召御鍵上下、尤御伸不

上候事、御烟草盆・御樽ハ上ケ可申、組脇右図床之筋へ打合候処、上ケ候方可

然との事ニ而上ケ候事、夕御膳も被 召上候事

但、右之節御先番平服

安政七年仲春茂見控を借受写置之

宇野

「御城御居間之図」(史料二)は年頭または藩主就任時に行われた登城の際、本

丸御殿御居間で行われた儀礼の座配を記したものである。花畑屋敷を出発し、熊本

城に登城した藩主は本丸御殿地下の御玄関から鶴之間に入り大広間の部屋を巡つ

たのち、御殿の北端にある御居間に入る(註5)。この部屋は奥向に設けられており、

登城の際の藩主の休息所でもあった。史料二によると御居間は十五畳の部屋で、藩

主は西にある上段の前に東を向いて着座し、刀は部屋の小側の床に敷かれた刀敷の

上に置く。その後、藩主が城代・家老・御留守居大頭・奉行を召し出し、対面者は

御居間の東にある次の間まで進み、ここで対面する。対面すると藩主は、長寿や家

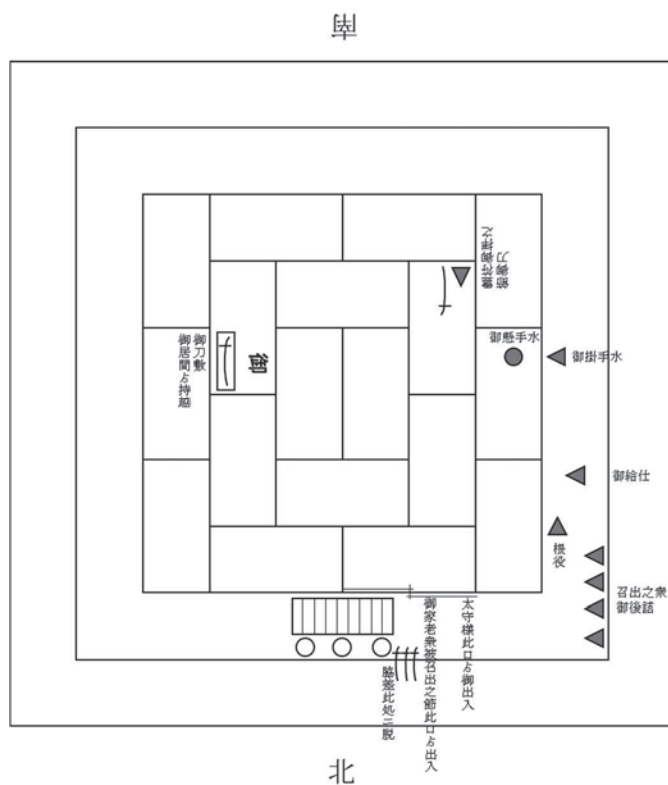
の永続を祝う縁起物である熨斗鮑を自ら家臣に下賜する。城代との対面は藩主の就

任時のみで、年頭の場合は召し出されなかった。御居間での儀礼が終わったのち、

藩主は御居間を出て天守へ向かう。大天守の各部屋を巡覧したのち、最上階「鐘之

段」にて儀礼を行った。

【史料三】(目録番号46)
鐘之段之図



一、御上リ之上御ク、リ御解、御懸手水差上之、靈符 御拝、此節御刀引下リ図之
処ニ持之帛無シ

但、靈符御拝ハ正月迄ニ而御立着も不被為在候事

一、右被為濟、御座着之上、御刀敷之上ニ図之通置之、御熨斗三方突付ニ上之御手

熨斗ニ直シ御城代并ニ御家老衆被 召出、御手熨斗被下之、相濟御立

一、御刀ハ御後口御刀敷之上ニ置之、尤御刀敷ハ御居間を持越候事

一、文政十三年六月十八日御刀上ケ様相改、御後口ニ御柄之方南向候様上ケ置候由、

右ハ嶋田源吾ニも相談致シ、旧復之由之事

一、御給仕之儀、文化十二年帯劔ニ相極候由、天保十一年六月廿三日根取清原小左

衛門より演舌致候由承ル

(三) 武芸相伝書

武芸目録等の相伝書については二五点あり、八代只吉のものが五点、九代九郎助（木下熊門）のものが二点、十代繁兵衛のものが最も多く十二点、繁兵衛の子の素兵衛のものが四点、天保九年（一八三八）の関十九郎宛のものが二点である。

(四) その他

関家に伝来した掛軸二点があった。そのうち「藤孝公御短冊」（目録番号 97-1）は細川家初代細川藤孝（幽斎）の筆とされる和歌の短冊を掛軸にしたもので、八代只吉（素兵衛）が文化元年（一八〇四）に藩主より拝領したものであることが史料から判明する（目録番号 97-4）。もう一点は熊本出身で第三代内閣総理大臣となった清浦奎吾の書幅で（目録番号 98-1）、関洞雪（十一代繁兵衛）に贈られたものである。

三、「関家・宇野家文書」にみる熊本城内の儀礼

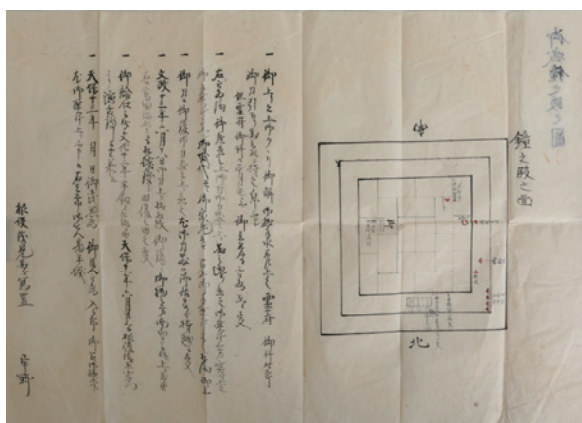
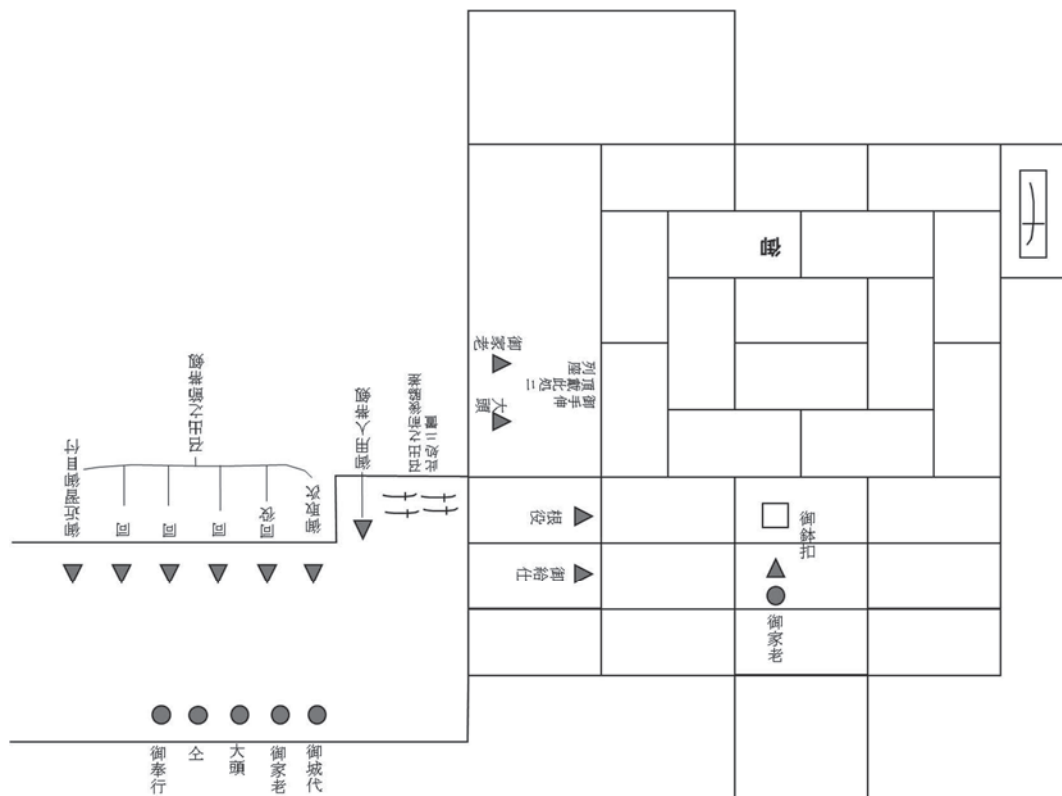


図2 「御城鐘之段之図」

儀礼に関するものは多岐にわたっているが、本稿では特に熊本城内で行われた儀礼について紹介したい。城内で行われた儀礼としては年頭の藩主登城・拝謁、藩主就任時の登城・拝謁、城内の櫓等の巡覧などがある。「関家・宇野家文書」の中で熊本城内の儀礼やその座配について記したものとしては「御国御先番手控」（目録番号 27）、「御城鐘之段之図」（目録番号 46）、「御城御居間之図」（目録番号 36・48）などがある。

【史料二】（目録番号 48）
御城御居間之図



一、被為 入御ク、リ御解 図之处 御座着之上、御熨斗三方突付二上之直二御手伸二直し、御城代初御家老、御留守居大頭、御奉行被召出、御手熨斗被下之、

表 1 宇野家から関家へ渡された文書

(29)「目録」に記載の図名称等	関家・宇野家文書	備考
御城之図 御居間 鐘の段 松の御間	(36)御城御居間之図 (48)御城御居間之図 (46)御城鐘之段之図	松の御間は紛失とあり
神護寺之図	(18)神護寺ノ図	
御政事向 御聞御家老間へ御出	(40)文久元年八月三日御政事向為御聴 御家老間江被為入候節之図	
小峯山調練	(35)小峯山調練御覽之図	
泰勝寺図 四枚	(28)泰勝寺御法事之図式 (42)泰勝寺	
妙解寺図 二枚	(43)廟解寺奥座敷ニ而召上リ之略図	
玄猪御餅頂戴之図 二枚	(44-1)於鹿之御間玄猪御餅頂戴之図 (44-2)玄猪九曜之御間・中桂之御間御餅 頂戴之図	包紙に「関扣」とあり
両御寺時替出仕		
歌仙之御間御出座一門衆初頂戴		
御馬御扱	(65-2)御馬之取扱之覧	
御本式御膳初之扣 巻冊	(78)本御式 御膳初之控	
出地板床御礼之図 二枚	(45)年頭板床御間之図	端裏に「関」とあり
上使		
本覚院	(49)上野本覚院之図	
板床講釈		
妙解院御法会	(16-2)妙解院御年回御詰被為在候節之図	「関写之」とあり
山王 観理院書付添 烏森 三田八幡 白金三社 神明 増上寺御宿場	(15-2-1)山王之図 (15-2-2)観理院 (15-2-3)観理院 (15-5)烏森 (15-1)三田八幡之図 (15-6)白金中庭三社	
妙解院 清光院 松光寺 少林院	(38)清光院之図 (16-6)松光寺新規建立之図	
御任官一件 二冊	(8)〔手控〕	
御両殿様御取遣并ニ御隠居家督下調へ	(2)諸控 一、若殿様御目見被為済於表 海御間御両殿様御取遣 一、御隠居御 家督下夕調	
八代家督出府之扣		
御給仕一件之扣	(3)御給仕一件之控	
外惣日供之扣 江戸御観御能之図		「是も相見へ不申候」とあり

史料一は「御城之図」・「神護寺之図」をはじめとした儀礼関係の図面や冊子を目録として書き上げ、宇野から関へ譲ったことが記される。表1は史料一に記載された図面等の名称と「関家・宇野家文書」に含まれる文書の表題を比較したものである。これによると多くが一致しており、宇野が所有していた図面等が江戸時代後期のある時期に関へと渡され、その後関家で所持し続け現在に至っていることがわかる。譲られた経緯の詳細は不明だが文中で「御同役中ニ而御用罷立候ハ、無此上大慶奉存候」と述べており、「同役」つまり御小姓役の「御用」（職務）の役に立つようにと宇野から関へ渡ったものである。なお、宇野から譲られた文書のなかには、同じ御小姓役の茂見や安田、内山、松岡らから図を借用し写したものも散見される。このことから、御小姓役の間で職務に関する情報や記録を共有していたものと考え

えられる。

(二) 知行関係

関宛の知行宛行状が十四通、知行目録が八通数えられる。知行宛行状は寛永十五年（一六三八）に初代藩主細川忠利から初代右太郎と三十郎に発給されたもの（目録番号57、58）が最も古い。続いて二代藩主細川光尚（光貞）から寛永十八年（一六四一）に三四郎と右太郎に発給されたもの（目録番号59、60）、三代藩主細川綱利から寛文元年（一六六一）に権左衛門に発給されたもの（目録番号61）、寛文七年（一六六七）に二代山三郎へ発給されたもの（目録番号99）、四代藩主細川宣紀から正徳六年（一七一六）に二代九左衛門（山三郎）に発給されたもの（目録番号63）、五代藩主細川宗孝から享保十九年（一七三四）に四代九左衛門へ発給されたもの（目録番号62）、六代藩主細川重賢から寛延元年（一七四八）に十九郎（五代素兵衛か）へ発給されたもの（目録番号64）、七代藩主細川治年から天明六年（一七八六）に八代只吉へ発給されたもの（目録番号65）、八代藩主細川斉茲から天明八年（一七八八）に八代素兵衛（只吉）へ発給されたもの（目録番号66）、九代藩主細川斉樹から文化九年（一八二二）に九代素兵衛へ発給されたもの（目録番号67）、十代藩主細川斉護から文政九年（一八二六）に九代素兵衛へ発給されたもの（目録番号68）、十一代藩主細川慶順から十一代繁兵衛へ万延二年（一八六一）に発給されたもの（目録番号69）である。歴代藩主から発給された知行宛行状が良好に伝来したといえる。

知行目録は寛文、延宝期とみられる二代山三郎のもの（目録番号70、9）、享保十一年（一七二六）とみられる右太郎（四代九左衛門か）のもの（目録番号70、4）、延享三年（一七四六）とみられる十九郎（五代素兵衛か）のもの（目録番号70、6）、天明二年（一七八二）とみられる八代只吉のもの（目録番号70、3）、文化二年（一八〇五）の八代素兵衛のもの（目録番号70、2）、文化五年（一八〇八）とみられる九代九郎助（素兵衛）のもの（目録番号70、8）、文化九年（一八二二）の九代素兵衛のもの（目録番号70、1）、嘉永六年（一八五三）とみられる十一代繁兵衛のもの（目録番号70、7）がある。

宇野家の文書が関家に伝来した理由としては婚姻や養子が考えられるが、先祖附等からは関家と宇野家の間に縁戚関係は認められなかった。伝来の理由についてうかがえる史料を紹介する。

【史料一】（目録番号29）

目録

- 一、御城之図
 - 御居間、鐘の段、松の御間
- 但、松の御間御礼明細之図紛失
- 一、神護寺之図
- 一、御政事向 御聞御家老間へ御出
- 一、小峯山調練
- 一、泰勝寺図 四枚
- 一、妙解寺図 二枚
- 一、玄猪御餅頂戴之図 二枚
- 一、両御寺時替出仕
- 一、歌仙之御間御出座御一門衆初頂戴
- 一、御馬御扱
- 一、御謡初之扣 壺冊
 - 御本式
- 往生院 藤崎 時習館
- 祇園 御礼御能
- 是丈ヶ相見へ不申候
- 江戸
- 一、出地板床御礼之図 二枚
- 一、上使
- 一、本覚院

- 一、板床講釈
- 一、妙解院御法会
- 一、山王 観理院書付添 烏森
- 三田八幡 白金三社 神明
- 増上寺御宿場
- 一、妙解院 清光院 松光寺
- 少林院
- 右図式
- 一、御任官一件 二冊 書付数通入
- 一、御両殿様御取遣并二御隠居御家督下調へ 壺冊
- 一、八代家督出府之扣 壺冊
- 一、御給仕一件之扣
- 一、外惣日供之扣
- 江戸御観御能之図
- 是も相見へ不申候

先、右之分差上申候、此外ニ餘計御座候へとも、私心覚へノ扣ニ而差出候而も却而御迷イ被成可申候間差出不申、火中仕候節ニ而御渡候事

一、切図段々相見へ不申、人ニ借置候様も無之とも自然借置候事とも難計、御同役中ニ而御用罷立候ハ、無此上大慶奉存候、若又宿ニ而紛失も難計候間、跡書見出し候ハ、早速差出可申候

一、江戸年頭一切先番扣、右ハ江戸へ取落でも致候哉、是又相見不申候

一、此節御用ニ立候扣も御承知通候愚筆ニ而相認メ御なり被成間敷、少シニ而も御用相立候ハ、無是上大慶奉存候

已上

十二月八日 宇野
関様

(一) 宇野家

本史料群で差出または作成者が「宇野」となっているもののほとんどが姓のみ記載し、一部に「宇野貞次」（目録番号3）の記載がある。「先祖附」によると宇野家は五家あるが（註3）、「貞次」を名乗る人物が見当たらない。史料の内容から安政・万延期に御小姓役を勤めたと考えられるので、同時期に御小姓役を勤めた宇野貞雄家に伝来したものと考えられるが、確定には至らなかった。参考までに宇野貞雄家の概要を述べておくと、祖である治部大夫は播磨国明石に居住し、菊池家に縁があった大永年間ごろに西国へ下ったとされる。初代八左衛門が寛文十年（一六七〇）に町方十人組として二人扶持切米七石で召し抱えられ、三代良助の時に奉行所根役などを勤め知行一〇〇石が与えられた。六代貞之助の時に足高のうちから新知加増され一八〇石となっている。七代貞雄は安政二年（一八五五）十月から安政七年（一八六〇）一月まで、万延三年七月から文久元年（一八六一）十二月まで御小姓役を勤め、明治元年（一八六八）から三年（一八七〇）まで玉名、菊池、合志、山本、山鹿、小国、野津原・鶴崎の郡代を歴任している（註4）。

二、「関家・宇野家文書」の概要

史料総数は一四二点で、詳細は目録を参照されたい。内容は関家・宇野家ともに御小姓役を勤めた家であることから、参勤や藩主の儀礼に関するものが大半を占める。また、関家歴代当主の知行宛行状や知行目録、武芸相伝書があり、関家の由緒を示すものとして理解できる。以下、項目ごとに概要を述べる。

(一) 儀礼関係

年頭儀礼や熊本城への登城、江戸・熊本の寺社への参詣などの藩主が行う様々な儀礼について、給仕者の覚や座配を記した図などがあり、七〇点余を数える。多くが江戸時代後期、特に嘉永・安政期以降に作成されたもので、関家十一代の繁兵衛の時期にあたる。このうち、宇野が差出または作成者であるものが二三点あり、宇野作成ではないが同じ御小姓役を勤めた安田家から宇野が譲り受け、関家に渡ったとみられるものが三点ある（目録番号15-2-12、15-2-13、15-13）。

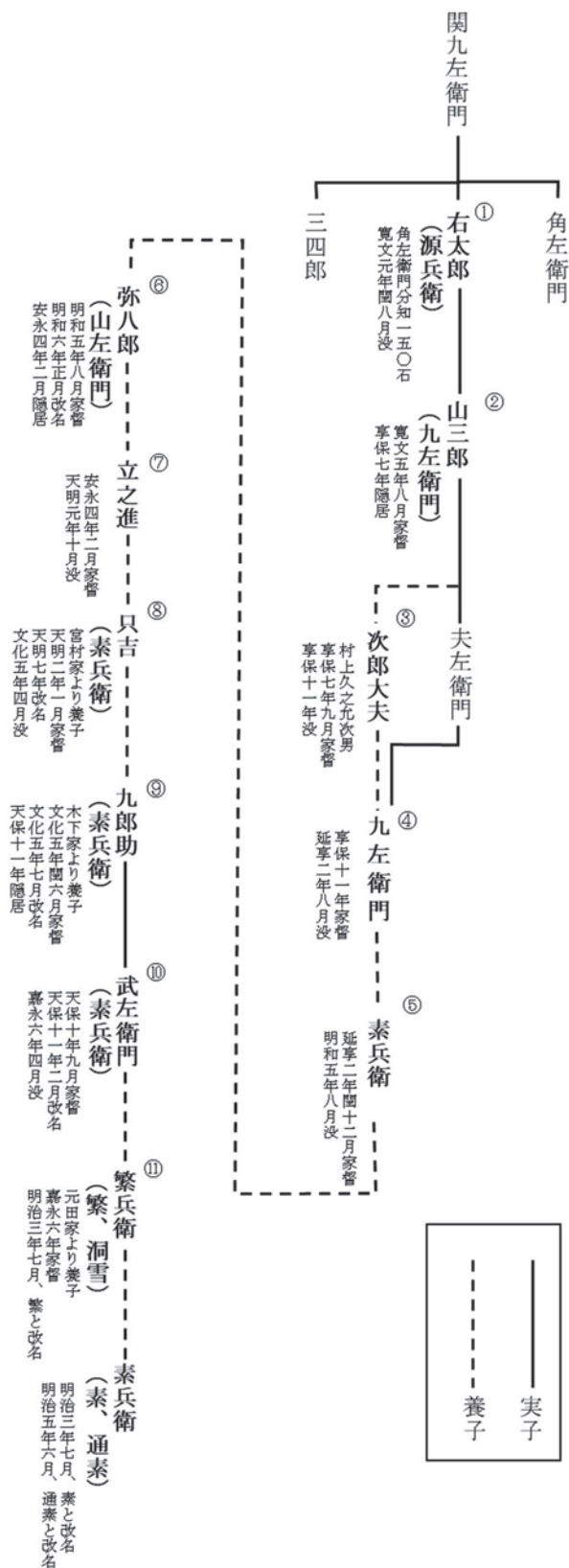


図1 関家略系図

二．史料紹介「関家・宇野家文書」

木下 泰葉

はじめに

「関家・宇野家文書」は令和二年度（二〇二〇年度）に熊本城調査研究センターで購入した文書群で、現在は熊本博物館に保管している。関家・宇野家ともに熊本藩士で御側役・御小姓役などを勤めた家系である。本文書群は「関家・宇野家文書」と呼んでいるが主に関家に伝来したもので、一部の儀礼関係の文書が宇野家から江戸時代のある時期に同じ御小姓役である関家へ譲渡されたものと考えられる。史料群の中には熊本城天守や本丸御殿、花畑屋敷や妙解寺・泰勝寺などの藩領内の諸建物のほか、江戸の藩邸等で行われた儀礼に関するものが多く含まれている。本稿では文書群の概要をまとめ全体像を目録として公開することで、今後の活用を期したい。なお、本稿で参考・引用する史料については、目録中の整理番号（目録番号〇）で示した。

一．関家・宇野家の概要

本史料群に関係する関家・宇野家の由緒について「先祖附」^{〔註〕}・「有禄士族基本帳」^{〔註〕}などをもとにまとめた。

（一）関家

関家の祖は九左衛門で、はじめ浪人だったが初代藩主細川忠利に召し抱えられ二〇〇石を拝領した。九左衛門の病死後にその子の角左衛門が跡目相続し、御児小姓を仰せつけられた。さらに弟の右太郎（のち源兵衛に改名）と三四郎も御児小姓として召し出され、角左衛門の知行から右太郎へ一五〇石、三四郎へ五〇石が配当された。この右太郎に始まる家系が、本文書群の伝来した関家である。

二代の山三郎（九左衛門）の時、御中小姓に召し加えられたのち、御切米奉行や大坂定詰御買物奉行を勤めている。三代次郎大夫、四代九左衛門と続き、五代素兵衛の時には寛延元年（一七四八）藩主・重賢の入国御用を勤めた。その後、素兵衛は郡奉行を勤めたのち、願により御小姓組や番方に召し置かれたが、宝暦四年（一七五四）十一月より作事所目付役に任じられ、同六年からは江戸詰めとなり、足高として五〇石を拝領した。江戸では増上寺御手伝御用などを勤めたことで幕府や藩主から品々を拝領しており、これ以降の関家当主が「素兵衛」を名乗ることが多いことから、功績の大きさが伺える。六代・七代は病気のため早くに隠居または死亡している。宮村家から養子となった只吉（素兵衛）が天明二年（一七八二）に十九歳で関家の名跡を相続し八代目となり、同年御小姓組に属した後は御給仕役や参勤の供を度々命じられている。そうした実績から寛政六年（一七九四）に御小姓役根役・御給仕根役、翌七年（一七九五）には御側御取次を命じられ足高五〇石を下された。さらに寛政十二年（一八〇〇）に御近習御次組脇・御側御取次兼帯となり足高一〇〇石、享和三年（一八〇四）には昨年以來の御用繁多のなか昼夜抜群の働きをしたとして足高一〇〇石を下された。文化元年（一八〇四）には与えられた役について抜群の働きをしたとして、それまでに与えられた足高のうち一〇〇石を知行として与えられ、江戸留守居次座の座席となった。文化二年にはさらに足高一〇〇石と着座の席次となり、近習御次組脇となり御用人不足の際は助勤を勤めるよう命じられ、文化五年（一八〇八）には御用人代として御留守居詰を仰せつけられている。こうした只吉（素兵衛）の卓抜した働きによって九代九郎助（素兵衛）以降は知行二五〇石が与えられており、いずれも御小姓役や御留守居役を勤めた。